

第3章 協議の対象となる原子力事業所

- 原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画を策定または修正しようとするときは、あらかじめ当該原子力事業所の区域を管轄する都道府県知事及び市町村長に加え、当該原子力事業所の区域を含む市町村に隣接する都道府県の都道府県知事(以下「関係周辺都道府県知事」という。)に協議しなければならない(原災法第7条第2項)。
- 都においては、関係周辺都道府県知事として知事が協議を受ける対象となる原子力事業所は、神奈川県内の1ヵ所である。

第1節 原子力事業所の名称、所在地等

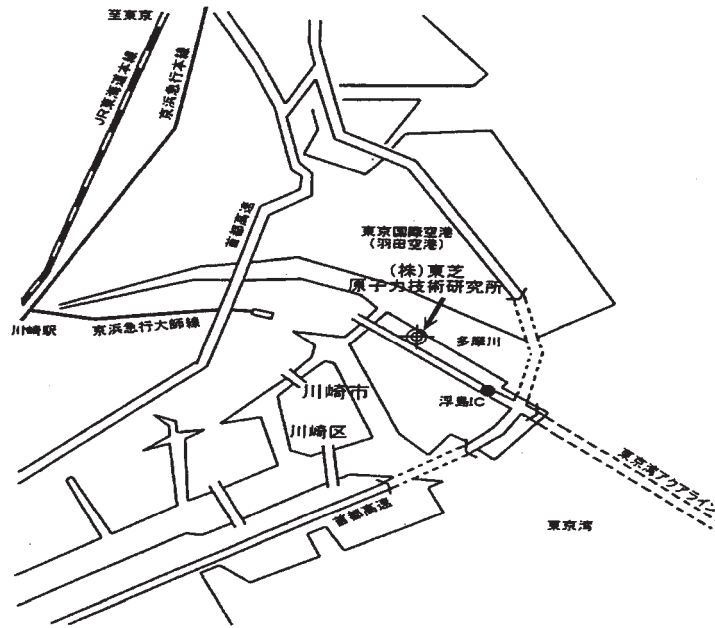
1 株式会社東芝 原子力技術研究所

所在地等	神奈川県川崎市川崎区浮島町4番1号 電話：044-288-8030 F A X：044-266-4801
事業者名	名称：株式会社東芝 所在地：東京都港区芝浦一丁目1番1号
原子炉施設等	東芝臨界実験装置(NCA：Nuclear Critical Assembly) 核燃料使用施設

第1部 総則

第3章 協議の対象となる原子力事業所

2 位置図



参考図 (株)東芝 原子力技術研究所 周辺地図

第2節 原子炉施設等の概要

1 東芝臨界実験装置(NCA)

- BWR(沸騰水型軽水炉)燃料の研究開発を目的とした原子炉であり、昭和38年(1963年)に運転を開始した。
- 炉心は、二酸化ウランを焼結した直径10mmのペレットをアルミニウム被覆管に納めた燃料棒等により構成されている。
- 燃料棒の形態、形状、濃縮度はいずれもBWR燃料と同じであり、減速材として軽水を用い、BWR燃料集合体を模擬した炉心の核特性を調べる実験ができる。
- 最大出力は200Wであるが、通常0.1W以下の出力で運転している。

2 核燃料使用施設

- 核燃料物質によって汚染されたものの保管廃棄施設である。

3 原子炉施設と原子力災害対策重点区域の距離

原子炉施設名	熱出力	原子力災害対策重点区域の範囲
東芝臨界実験装置(NCA)	200w	約100m
核燃料使用施設	—	約50m